

紀の川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日  
条例第 号

紀の川市国民健康保険税条例（平成17年紀の川市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.50」を「100分の6.20」に改める。

第4条中「100分の40.00」を「100分の37.50」に改める。

第5条中「25,000円」を「23,100円」に改める。

第5条の2第1号中「25,000円」を「23,100円」に改め、同条第2号中「12,500円」を「11,550円」に改め、同条第3号中「18,750円」を「17,325円」に改める。

第6条中「100分の2.00」を「100分の1.70」に改める。

第7条中「100分の10.00」を「100分の9.30」に改める。

第7条の2中「2,700円」を「2,500円」に改める。

第7条の3第1号中「2,700円」を「2,500円」に改め、同条第2号中「1,350円」を「1,250円」に改め、同条第3号中「2,025円」を「1,875円」に改める。

第9条中「100分の8.00」を「100分の7.50」に改める。

第9条の2及び第9条の3中「7,100円」を「6,500円」に改める。

第23条第1号ア中「17,500円」を「16,170円」に改め、同号イ（ア）中「17,500円」を「16,170円」に改め、同号イ（イ）中「8,750円」を「8,085円」に改め、同号イ（ウ）中「13,125円」を「12,128円」に改め、同号ウ中「1,890円」を「1,750円」に改め、同号エ（ア）中「1,890円」を「1,750円」に改め、同号エ（イ）中「945円」を「875円」に改め、同号エ（ウ）中「1,418円」を「1,313円」に改め、同号オ中「4,970円」を「4,550円」に改め、同号カ中「4,970円」を「4,550円」に改め、同条第2号ア中「12,500円」を「11,550円」に改め、同号イ（ア）中「12,500円」を「11,550円」に改め、同号イ（イ）中「6,250円」を「5,775円」に改め、同号イ（ウ）中「9,375円」を「8,663円」に改め、同号ウ中「1,350円」を「1,250円」に改め、同号エ（ア）中「1,350円」を「1,250円」に改め、同号エ（イ）中「675円」を「625円」に改め、同号エ（ウ）中「1,013円」を「938円」に改め、同号オ中「3,550円」を「3,250円」に改め、同号カ中「3,550円」を「3,250円」に改め、同条第3号ア中「5,000円」を「4,620円」に改め、同号イ（ア）中「5,000円」を「4,620円」に改め、

同号イ（イ）中「2,500円」を「2,310円」に改め、同号イ（ウ）中「3,750円」を「3,465円」に改め、同号ウ中「540円」を「500円」に改め、同号エ（ア）中「540円」を「500円」に改め、同号エ（イ）中「270円」を「250円」に改め、同号エ（ウ）中「405円」を「375円」に改め、同号オ中「1,420円」を「1,300円」に改め、同号カ中「1,420円」を「1,300円」に改める。

附 則（平成 年 月 日条例第 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の紀の川市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。